

草の根・人間の安全保障無償資金協力  
～官民連携案件の促進に向けて～

2014年10月  
在モザンビーク日本大使館  
経済協力班

(1)概要

開発途上国において我が国企業が実施する公益性の高い活動(注1)と連携した形で草の根無償を実施することにより、開発効果を高めるとともに、我が国企業の海外における知名度向上や活動環境の整備等にご貢献する。

- (注1) 企業が行うCSR(企業の社会的責任)活動やBOPビジネス(低所得者層をターゲットにビジネスを展開し、生活の向上や社会的課題の解決にご貢献するもの)等を想定。

(2)具体的事例

- ① 現地NGO等または地方公共団体の申請に基づいて建設・整備した病院や学校に日系企業がCSR活動として医療機材や文房具等を供与する。

(例)セネガル「ティエス保健センター整備計画」

保健センターに診療施設を増設し、経済的な理由から医療にアクセスできない貧困層に、安全で衛生的な医療サービスを提供する。パートナーである日本企業はCSR活動として同センター敷地内にレントゲン施設を整備する。

- ② 草の根無償で建設・整備した職業訓練施設や農場において、現地NGO等とともに日系企業が技術移転を行う。

(例)イラク「ガッラーフ職業訓練センター」

草の根無償により職業訓練施設を建設し、現地NGOが失業率の高い若年層に対し職業訓練を行うことにより、若者の雇用促進・所得確保を図り、地域社会の安定化に資する。講師への謝金や訓練機材の調達等については、パートナーである日本企業等のCSR活動による支援を得る。

- ③ 日系企業の優れた製品・技術を活用した公益性の高い活動の促進のために、草の根無償を活用して環境整備を行う。

(例)インドネシア「ブカシ市廃棄物最終処分場における廃棄物分別処理機能向上計画」

パートナーである日系企業が地元自治体等と協働して温室効果ガス排出量削減のためのクリーン開発メカニズム(CDM)事業を実施している廃棄物処分場に対し、草の根無償で分別処理設備を設置する。これによりゴミの分別作業が安全かつ衛生的に行うことが出来るようになり、分別作業に従事する人々の労働環境が改善する。更に、分別された有機物を活用して行われている上記CDM事業の促進にも資する。

以上